

公共放送ワーキンググループ（第2回） 議事要旨

1 日時

令和4年10月17日（月）13時04分～15時04分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

（1）構成員

三友主査、山本主査代理、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

柘植総務副大臣、竹内総務審議官、今川官房長、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸放送政策課企画官

4 議事要旨

（1）事務局説明

事務局から、参考資料1及び参考資料2に基づき、第1回会合における質問事項に対する回答について説明が行われた。

（2）議題(1)曾我部構成員プレゼンテーション

曾我部構成員から、資料2-1「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」に基づき、説明が行われた。

（3）議題(2)内山構成員プレゼンテーション

内山構成員から、資料２－２「ネット配信時代のメディア産業－産業組織と経営戦略の観点から」に基づき、説明が行われた。

(４) 議題(3)「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果について

株式会社野村総合研究所の本多氏から、資料２－３「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果に基づき、説明が行われた。

(５) 議題(4)意見交換

構成員から以下のとおり質疑があった。

【林構成員】

曾我部先生と内山先生のそれぞれに御質問がございます。

まず曾我部先生に対してですが、本日、曾我部先生がお持ちの問題意識につきましては、私自身大いに共感を覚えました。また山本龍彦先生の「情報的健康」の考え方にも賛成です。ただ、その一方で、本日御言及のあったアテンション・エコノミーで問題となるネット上の「インフォメーションヘルス」の考え方についてですが、私個人としては、栄養価の高いものを、すなわち情報をバランス良く食べるようにと、法令等を通じて、具体的にはメディア・デジタルプラットフォーム事業者に対する例えば放送類似の規制を通じて、国から間接的にも指図されるというのは、ふだんジャンクフードばかり食べている我が身からすると、少し抵抗感を感じるのも偽らざる心境でして、自律的な市民からすると、いわば「偏食」の自由といったものもあるのではないかと考えておりました。さきほど8頁のスライドにもございましたように、ネット空間といえども、公共性の高い良質な情報もたくさん存在していますし、大手メディア・デジタルプラットフォーム事業者も、ネット上の偽情報や誹謗中傷対策には、個社単位あるいは業界団体の取り組みを通じて、近時、それなりの努力を払っていると思いますので、アテンション・エコノミーに絡め取られない規律といった場合に、まずは放送事業者を含めた自主的取り組みがメインなのかなと個人的には思っているのですが、他方、インフォメーションヘルスの考え方において、国家の関与は、どういったかたちで、あるいは、どの程度、想定されているのか、が質問でして、12頁の2ポツ目で挙げられている「ネットサービスに固有の規律」は、これは放送事業者を名宛人にした規律ですので、放送法による規律ということで、まだ分かるのですが、情報健康が問題となるそれ以外のメディア・デジタルプラットフォーム事業者に対してはどうなのかについては、私自身はよく分かりませんが、これはこの考え方の主唱者の山本龍彦先生にお聞きすべき内容なのかもしれませんが、日本を代表する憲法学者にお聞きできるまたとない機会でもございますので、ご教示いただけましたら幸いです。

つぎに内山先生への御質問ですが、おそらく34頁にかかわるかと思存しますが、私は、ジャーナリズム上の競争と競争法上の経済的競争とは異なると思っております、ジャーナリズム上の競争は、独立した多数の情報源が競い合うことそれ自体を指すのに対して、競争法や政策が想定する競争は、市場全体としての競争ですので、取引市場というものを観念する必要がどうしても出てくるのではないかと考えています。内山先生の本日のスライドは後者の競争にかかわる御議論だったと理解しているのですが、34頁では、3つめの△で、「希少コンテンツの権利争奪競争」が言及されておりますが、これは、「放送事業者と放送番組制作会社等の取引からなるコンテンツ調達市場」への影響だと思っておりますが、インターネット活用業務に本格的に進出した場合に、先生は、コンテンツ調達以外の取引市場についてはどのような影響がありうるかと考えてでしょうか。たとえば、競争法・政策で問題となる経済的市場には「放送事業者と視聴者の取引からなる視聴者市場」つまり「放送サービス市場」もあれば、「放送事業者と広告主の取引からなる広告市場」もありうると思っておりますが、これらの市場への影響についてはどのように見ておられますでしょうか。ご教示いただけましたら幸いです。以上です。

【曾我部構成員】

要は、アテンション・エコノミーですとか、情動的健康、インフォメーションヘルスの問題に関して、まだどのような規律があり得るのか、国家の関与があり得るのかといったような御質問だったかと思っております。

これは大変重要な問題でありまして、これも山本龍彦先生にお答えいただければいいんですけども、私なりのコメントをさせていただくと、一つはメディアへの規律ということと、受け手個人への働きかけというところを区別する必要があると思っております。メディア規律に関して申しますと、例えばNHKがネットに本来業務化して本格進出したときに、NHKそのものがアテンション・エコノミーに絡め取られて、釣り見出しのようなものを出していくというようなこともあり得ないかと。

あるいはアルゴリズムでも、そういう操作的なアルゴリズムを持つというようなことも、懸念は当然といえますか、抽象的な懸念があり得ますので、それに備えた規律が必要だろうと思っております。これは、従前の放送法的な共同規制的、あるいは規律された自主規制的な仕組みが考えられると思っておりますが、いずれにしても広い意味での公的規制ということになるんだろうと思っております。

これに対して、受け手に関しては、これは当然、個人の自律というものが根底にありますので、当然ジャンクフードを食べる自由というのも尊重しないといけないということになります。したがって、アプローチとしては、これも食生活と同じように、啓発とか、そういったところになってい

くんだらうと思います。

ただ問題は、インフォメーションヘルスの場合は、気づかずに非常に偏った情報に接してしまうこともありますので、その気づきを与えるような仕掛けをしていく、検診というか、セルフチェックのツールを提供するとか、そういったところから始めて、偏っているということが分かったとして、その後どうするかというのは、そこは個人の自律の世界になりますので、ジャンクフードがよいということであれば、国としてはそれ以上のことはできないだらうということになります。あくまで啓発とか情報提供とか、そういったところになるのかと思います。

いずれにしてもメディア側に規律をかけるという話と、受け手個々人に対して働きかけるという場面を区別して、アプローチの仕方を変えていくということになるのではないかと思います。

【内山構成員】

御質問いただいた、B t o N H K t o Cについて、これは先例的に言うならば、イギリスで90年代に起きていたBスカイBのプレミアリーグ中継独占問題と同じ問題を引き起こすと思います。有料放送のBスカイBが、人気があるサッカープレミアリーグの中継を独占してしまった結果、地上波のフリーTVで見られなくなって、国民的な反発が起きたという問題です。

日本はこの辺りに関してある意味では議論がなかった国だと思いますので、その辺りの流れというのは注意しなければいけないとは思いますが、ただ救いなのは、例えば半年ぐらい前だったと思いますけれども、Jリーグのチェアマンも、特定のプラットフォームに中継権を独占させることはスポーツ団体としてもあまり望ましいことではないような趣旨のことをおっしゃっていましたので、具体的なBが見えてきたときに議論が進むのではないかと考えます。

【大谷構成員】

大変示唆に富んだお話をいただきまして、非常に考えさせられたのですが、とっさに思いつく質問を両先生にさせていただければと思っております。

曾我部先生の資料で言いますと11ページの下の部分に「メディアの多元性から提供される価値を毀損しない」という考え方が述べられているところです。NHK業務といったそのものの例えば本来業務にするということに伴って、ネットに出ていくときにNHKの存在というものがメディアに与える影響を懸念するような声があるときに、このメディアの多元性から提供される価値を毀損しないために、規制の在り方ということではなく、例えばNHKにどのような振る舞いを求めるべきなのかということについてのお考えを聞かせていただければと思っております。

例えばネットの利用ということについて、例えば特定のクラウド、民間企業のプラットフォーム

一のサービスに依存したり依拠したりしないようにして、メディアの多元性への影響をある程度抑えるべきだとか、いろんな考え方ができるのかもしれませんが。民放の方たちからお話をいただいたときに気になっていたんですけれども、理解増進情報の位置づけなど、特定の放送と結びついているということが現在、位置づけとして求められているところです。この理解増進情報がメディアの多元性、これはプレスも含むメディアですけれども、そこに与える影響を考慮されているのか、その辺りを少し詳しくお話を聞ければと思っております。

内山先生のプレゼンテーションも大変興味深く拝見したんですが、大変幅広い論点に触れていただいているので、資料のどこに書いていらっしたのか覚えていないんですけれども、UGCからコメントを拾って配信する可能性について触れていただいて、その際のコンテンツモデレーションの在り方などについて御説明があったと思います。

ただ、公共放送としては、むしろUGCというよりは、自作の自前のコンテンツ供給者としての側面を捉えれば済むのではないかと私は安直に考えておりました。そうではないUGCとの関わりというのをどのように考えていくべきか、先生のお考えを聞かせていただければと思っております。

また、先生が35ページにまとめられました質問は私も一度聞きたいと思っていた項目ばかりですので、次回にNHK様からお話があることを大変期待しているところです。

そして、アンケート調査の結果についても非常に興味深く、また丁寧にまとめていただいてありがたかったですけれども、特に共感を覚えたコメントについて一言申し上げておきますと、18ページで、テレビを持っていない方についても、NHKプラスを視聴する、有料でいいからというお声があったということは、早期にこれを実現すべきではないかと思っております。一つのコンテンツに触れて、多くの方が共通の経験をする、それについて語り合う、意見を述べ合うといった情報空間の在り方をゆがめないためにも、テレビを持っていらっやらない方がNHKのコンテンツに触れるための方策というのは、早急に整備しなければいけないということで、アンケートでいただいた御意見を尊重していきたいと感じております。

【曾我部構成員】

御質問は、私の資料の11ページに「NHKのネットへの進出がメディアの多元性から提供される活用を毀損してはならない」と書いてあるところの意味についてお尋ねいただいたものと思います。

こちらにつきましては、まずは同じページに書いてあります、中ほどの「業務範囲は民主的プロセスで」という記述があるところと同じことを言っているというのが差し当たりの答えて、その業務範囲の規律については、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必

要だということで、「公正競争の観点から」と書いてありますのがこれと同じ話ということになっています。

要は、NHKがネットに進出することで、他のメディアの存在が脅かされることになると、情報空間全体としてはプラスにならないということがありまして、そもそも情報空間をよりよくするためにNHKのネット進出を仮に認めるということであれば、それによってかえって悪化してしまうということは本末転倒ですので、この点は非常に重要であろうということでもあります。

それから、もう一つの意味合いとして、特定のクラウド、プラットフォームと結びつくことによる弊害は、これは先ほど来、内山先生からもお話のある、NHK t o Bとか、そういったあたりとの関わりかと思えます。こちらは、私はあまり専門ではないので一言だけ書いてあるのですが、その下のところに「なお、外部P F提供の際の規律も議論すべきか」と書いており、そこはそういう趣旨で申し上げておりまして。NHKの番組を外部プラットフォームに提供する際の規律の在り方、これはNHKの設置目的及び公正競争の観点から、客観的に判断する仕組みが必要ではないかというところで、問題意識だけ書かせていただいております。

それから、具体的に現状の理解増進情報の運用の在り方について批判があるということは私も仄聞しておりますけれども、具体的なその基準を定めたときの運用について、紛争や疑義があったときに、どういう形でこれを解決・調停していくのか、その仕組みの問題に還元できる部分もあるのではないか。これも規律の仕組みづくりの際に考慮すべき事案ではないかと思っております。

【内山構成員】

誤解を伝えたら本当に悪かったと思うんですけれども、恐らく2030年代になったとしても既存のテレビ局や新聞社にはプロの取材者、あるいはプロの編集者がいますので、彼らが基本的に情報発信していくというところは変わらないと思えます。

ただ、放送通信の融合の過程で、昭和の時代であれば昔は、放送は大容量伝送の片方向、通信は小容量伝送の双方向という明確な違いがあって、その後、ネット技術を介してその両方の性格が溶け込み始めているということがあります。そうすると、放送は双方向ということにどう取り組むかというのは超長期的な課題としてはあるように思います。

例えば現状でも一つある問題は、いろいろなニュース、事件、事故の速報性ということを考えてときに、例えばTwitterやインスタやFacebookに上がってくる一般の人の情報をどう捉えるかというのは、現実問題としてはあるように思います。これは放送局のみならず、新聞社もお使いのはずですけれども、国内で「スペクティ」というサービスがあります。Twitter上に上がってくる危険・危機情報をいち早く捉えて、加盟している報道機関にその情報を流し、あとはそれを見た報道局の方々

が個別にアップされた個人の方にアポイントを取って、その素材が使えるかどうかというワークフローで現状でもやっていたらと思います。

これは今、現状の取組としてあるお話ですけれども、2030年代を見据えて考えれば、もっと玉石混交のUGCの情報から玉を拾う仕組みというのは積極的に考えてもいいのではないかと考えて、先ほどのようなお話をさせていただきました。

【野村総合研究所（本多氏）】

先ほど言及いただいたNHKプラスを現在利用できない方、テレビがない方でもNHKのインターネットサービスを見たいというグループインタビューでの御意見について、1点だけ補足させていただきますと、先ほど大谷先生はアンケートとおっしゃいましたが、グループインタビューで1名の方がおっしゃっていた御意見という点のみ御留意ください。

【大谷構成員】

曾我部先生に一言だけ追加で教えていただきたいんですけど、「公正競争の観点で」とお話になったところで、公正競争の何か評価をするような仕組みを検討されている海外の例などがあるかについて一言だけコメントいただければ幸いです。

【曾我部構成員】

これはまさに今後の調査のための要望になるんですけども、こちらについては、私も詳細は把握しておりませんので、別途の御調査に委ねたいと思います。仄聞しているところでは、例えばイギリスでは新規のサービスごとに、その公共性がどれくらいあるのかとか、市場への影響などをチェックする仕組みがあると聞いております。

【瀧構成員】

私からは曾我部先生に一つ質問と、あと2人の先生の資料に照らしたコメントがございます。

曾我部先生にお聞きしたいのが、一言で言うと、大分先の話であると思うんですが、例えば海外でNHKプラスが見られる世界ができましたとか、インターネット放送を海外で見るという人たちが、今までの受信の考え方は恐らく国内で受信機を持っている人が原点にあると思うんですけど、そこから海外でオーディエンスがものすごく広がりますと。特に、私も小さいときにイギリスに住んでいたのですが、JSTBなど、お金をすごく払って見ていたと思いますし、留学中も何か日本のテレビを見るために、ケーブルテレビをお金を払って見ていたなとったりするんですが。

海外にNHKのインターネット業務が、もっと、より強く売れていくコンテンツにもなる要素は昔からあると思っていますが、要は受信料の関連でどういう考え方を持つべきかについて、もしアイデアがあれば教えていただければと思っています。著作権の問題はあると思いますので、その話は一回抜くのかと思うんですけども。

例えば私がたまに思うのは、海外から日本の情報を得ようと思ったときに、少し昔の情報など、正確な今の日本の姿をオフィシャルに発信されている場所は、政府広報とかもそんなに見られなかったりしますので、そのようなものも本当は何か公共の価値の中にあるのかと思ったんですね。そのため、そういうものはちょっと言い過ぎではないかという予想があるのか、それとも、今みたいな話は相当し得るのか御意見が聞ければというのが1点でございます。

あと2つはただの意見ですけども、内山先生の資料はとても面白かったというか、大変勉強になりました。特に12ページにある記載が。とはいえ、何か私の中で引っかかりがあり、NHKさんだからこそ財源的にリスクが取りやすいという表現は何か本来的には、民間と公共でそうだったところがあるところですけども。ただ、これはある意味、次回以降、民放連さんからぜひ意見をいただきたいところでもありまして。どんどん取れなくなってきているリスクとは何だったんだっけというのを改めて教えていただきたく思いました。

そのため、その辺について次回、民放連さんからコメントを頂戴できればというのと、あと内山先生の26ページはもう私もそのまま思っていたところでした、NHKさんが予算上のシーリングにおいて何が一番困っているのか。もしくはその予算が民間企業ですと、もうちょっとこれぐらい確保できるとこれができるみたいな、そういうことを言ったりするわけですけども、特にボリュームとして、どういうことをしたいがゆえにシーリングを狭く感じているのかというのは、ぜひ今後、次回以降お聞きできればと思っています。

加えてNRIさんのところはもうシンプルでして、13ページに、NHKを見ていない方々とかであったとしてもNHKの役割に期待しているという、そういう考え方がちゃんと過半を超えているというのはすごく大事なことだと思っています。世の中の世相とかはそうじゃないんだといったことを言いがちなところではあるので、ここはきちんと分かれていてよかったと感想を持ちました次第です。

【曾我部構成員】

大変重要な御指摘だと思います。海外でNHKがネットに進出したときに、海外でどのような形で視聴できるのかということですけども、これは著作権問題を置いておけば、基本的には日本国内と同じように見られるというのが望ましいというか、そういうことが考えられるかと思っています。た

だこれは資料2-1で申しますと、一番最後の15ページの下半分のところを冒頭の発表では割愛しているんですけども、新たな受信料契約をどのような形で設計していくのかということと密接に関わると思います。

つまり、放送契約とある種抱き合わせというか、セットで契約するということなのか、ネット単独で受信料、受信料契約とはその場合は言わないと思うんですけども、そういう契約になるのかといった、その辺の立てつけの問題で、ネットだけの契約ができるのであれば、当然海外にいても契約できて、できない理由はないと思います。著作権の問題を除けばということなので、その辺りに依存するわけですけれども。

ただ、もちろん、特に支障がなければ海外からも自由に見られるような環境にすると、そういう設計にするのが望ましいというのはおっしゃるとおりかと思えます。

【内山構成員】

12ページの記載は深く言っているつもりはなくて。確かに、民間は株式市場あるいは売上げを広告市場から発生させてお金の調達ができるという意図になります。ただ、それが例えば株式市場でできるのは恐らくキー局さん、あるいは上場してそれが明確に見えている会社さんで、120数社全てがそうではないので、全体とすれば多分に難しい面もあるだろうと思えます。

一方で、NHKさんはずっと長年で見れば、大体年間収入7,000億円で、ずっと横ばいで推移していて、それはもちろんその90数%が受信料というところに依存している。なおかつ、例えばNHK技研のように、ある程度遠くを見て、いろんなことも投資ができる立ち位置にあるという意味で、ここの文章を書かせていただきましたということでございます。

【瀧構成員】

せっかくなのでお聞きしたいのが、ここで言うリスクに対するリターンというのは、非常に多義的な定義がされるものだと思うんです。最近、民放の方と話していて、例えば野球中継というのがなくなったことで、野球という文化そのものがふわっとどこか行ってしまった部分があるんじゃないか、といった話をしていたんですけども。

このリターンというのは多義的なふうに捉えるべきなのか、いや、そうではなくて、意外とメディアの収入とか、広義の収入として定義可能なものなのかと、どちら側に立たれているかという御意見をいただけますか。

【内山構成員】

そういう意味では広く考えています。NHK技研みたいところが頭の中にあったので、ああい
った技術開発を通して将来を開拓する的な意味合いを込めていました。

【野村総合研究所（本多氏）】

13ページの結果は我々も注目すべきところかと思っております、数字上でも、NHKの契約
がない方、見ていない方も半数程度がNHKの役割に期待しているということが分かりました。

こういった形で数値が出てきたのですが、実際グループインタビューでのコメントでも同様のコ
メントが出てきておまして、16ページです。今回紙幅の関係上、掲載できていないんですけれ
ども、一番上の50代女性の方は、「NHKというよりは民放を御覧になる」とおっしゃっておりま
して、そういった方でも一番上の権力の監視についてはNHKに期待したいということであつたり、
一番下のところ、国際社会の中での日本のアピールのためにNHKの力が必要だということで、非
利用価値、社会全体としての価値というのは、NHKを見ていない方も認められていることと今回
の結果で分かったと考えております。

【落合構成員】

私からそれぞれの先生方に御質問も含めてコメントさせていただきたいかと思います。

まず、曾我部先生の資料の中で、4ページで二元体制が取られているが、放送の公共性の中核的
な担い手は公共放送であるNHKであるということで、ヨーロッパでは民放の公共性も強調され、
一定の規律を受けているが、日本では、日本の民放に対する規律が少ないという御指摘があつた
と思えます。NHKの公共性の貢献がより大きいとも思いますが、一方で、民放のほうも、規律自体は
少ないかもしれないですが、複数の言論を提供する、そういった多様性、多元性があるという意味
では、一定の公共性は果たしているのではないかとも思われます。先生のほうでも御指摘されてい
るような新聞等々そのほかの関係もあるとは思いますが、広く伝播するような取組をしているとい
う部分を評価しつつ、NHKはより一層公共性が高いという、そういう見方をしていくのがいいの
かと個人的には思いました。この点について先生の御意見もいただければと思えます。

2点目ですが、内山先生が諸外国の状況も踏まえて議論をいただいております、次回以降の海
外での調査というところも踏まえて、いろいろ質問事項も立てていただいております。
私も先生のお話を改めて伺っていて、諸外国の中でそれぞれ放送やメディア構成で目指しているも
のもそれぞれ違うものと捉えました。

民放、公共放送に対する役割の在り方が若干ずつ違って、それがデジタル時代で変化をする
場合もあり得る中で、結局伝送路が放送だけではなくになります。そのときにプラットフォーム一経

由ということも十分あるので、プラットフォームとの関係性や、どこまでがメディア規制の範囲になるのかといった、こういった点を比較検討する必要もあるのではないのでしょうか。日本の中で必ずしも同じ状況の国というのではないと思いますので、どの国がどういうモデルで組み合わせているのかを理解して、選択肢を理解しつつ議論をすることが、我が国でも様々検討を進めるに当たって有益ではないかと思ったのですが、この点についても先生の御意見をいただければと思いました。

第3点としては、調査いただいた公共放送のアンケートについて、NRI様への質問でございます。14ページの中で国民のNHKに対する期待という点が示されておりました。放送法の意義を踏まえつつも国民の期待がどこにあるかも、今後NHKにどのような業務を行っていただくかを考えるに当たって非常に重要ではないかと思っておりました。

放送法の中で見た場合には、放送法の1条の目的があって、国民に普及されて効用をもたらすこと、不偏不党、真実・自律の保障によって放送による表現の自由の確保、さらに、民主主義の発達ということがそれぞれ目的になっております。

一方で、この調査の中ですと、民主主義という部分も7番・8番などで、かなり各年代で重要な要素と指摘されている部分があると思われました。公平・公正な情報の提供という点もあると思いますが、これらを踏まえると、放送法1条で言うと、2号、3号の内容は、現に国民から期待されているかと思えます。

また、災害、健康に関する情報であったり、文化保存のほうはやや若年層気味ではありますが、この辺りがもしかすると1号の効用をもたらすことを保障する、という点に関する現在の期待の内容になっているのかと見ております。このほかに、特にこの部分については考慮するべきではないかという部分などについてございましたら、それも御指摘いただければと思いました。

最後に、次回以降の発表に向けて民放連等にも聞きたいと思うことがあります。これは次回以降、伺えればと思いますが、現在の民放連や新聞協会の中で持たれている情報空間における課題をどういうふうに捉えておられて、その中で民放・新聞の方々が担われる部分はどこなのかということが重要と思っております。

そういった担われるべき役割ということと、加えて実際にNHKとの関係で、こういうNHKの業務があるので本当に困るという点があれば、それも示していただけないでしょうか。私も前回NHKのほうが多く早く通信の世界に出ていくことによって、ある種の民放に対する圧迫になるのはよくないのではないかとこのことを申し上げたつもりではありましたが、できるだけ具体的に困られている話をお伺いできると検討しやすいのではないかと思います。この最後の点は、次回以降のご説明に関するお願いということになります。

【曾我部構成員】

資料2-1の4ページ目のあたりに関して御質問いただいたかと思えます。要は、民放の公共性をどういうふうに考えるのかという御質問だったかと思うんですが、確かにこれは公共放送の公共性を強調し過ぎていて、やや誤解を招いたというか、書き過ぎだったかと反省をしています。民放に関してももちろん公共的な存在だということはもちろんであります。

放送法では、民放も含めて放送概念を設定しておりまして、その内容規律なども定めています。NHKに関してはそれに上乘せをする立てつけになっているので、民放についても当然公共的な存在だという位置づけはあると思えます。

ただ他方で、放送法は放送の公共性そのものをそこまで明示的に挙げているわけではないところです。これは先ほど先生が条文を引用されながらおっしゃったと思うんですけども、あれを見ても、必ずしも具体的なイメージで湧いてこないというところがあります。そういう意味ではその公共性の中身はどういうものかというのは、その後の国民の放送に期待するものとか、国民の受け止めとか、あるいは放送事業者の公共性解釈に依存するところがあると思うんです。

放送がもう70年以上実績を重ねてきて、民放については今日重点を置いてお示したような内容もありますが、エンターテインメント的な側面に注力されているというところは否めないわけです。それをどう評価するかというところはあって、もちろんそれも公共的な内容だということは十分可能ではあると思うんです。今回は、そこはひとまず、度外視ではないんですが、力点をあまり置かず考えたところ、こういう公共放送の公共性が中核だというような言い方になってしまったわけです。

そのエンターテインメント的な側面をどうやっていくのかというのは、むしろ産業政策ですとか、あるいは放送文化といったところをどう考えていくのかという議論と関わって重要になってくるんじゃないかと思えます。一言で申しますと、民放も公共性を支えているというのは間違いのないけれども、その支え方というのが少し異なるのかと思っております。

【内山構成員】

おそらくどこをベンチマークにしながら考えていけばいいのかという話かと理解しました。よく伝統的に言われるように、日本は公共放送、民間放送がほぼ対等に二元体制を組んでいるという点においては、例えばイギリス、BBCとITV、あるいはフランス、TF1とM6とF2、F3というその辺の関係が近いかというのはあるんですが、一方で、民間側がアメリカの商業放送に近いネットワーク構成になっているという、そういうハイブリッド構造の難しさみたいなものがあります。

そうなってくると、モデルとしてどう考えるかといったときに、現状の選択肢はTVerとNH

Kプラスなので、これをどう回していくかということが現実的なところの議論としてあるかとは思っています。

ただ、もちろんそこでコンテンツを独占するというのではなくて、それに出しつつも同時並行に、例えばG A F Aや専門ネット事業者のプラットフォームに出してもいいと思うんです。特に報道系のものに関しては。ただ、そのときにG A F Aしか出口がないと交渉力が下がりますし、もちろん日本のルールの下で情報発信できなくなってしまうということもあるので、そうならないようにT V e rなりNHKプラスは日本の事情にあったルールを持って運用していきましょうねと。なおかつ国民の間にも、両方の選択肢が常に見えているという状況はつくっていく必要があるでしょうねということがございます。

昨今のヨーロッパのD S Aの議論の中で、コンテンツモデレーションのお話をしたんですが、その際に、特に紙メディアが強い反発をしたんです。つまり我々（欧州の紙メディア）がネットに情報を出すときに、いちいちG A F Aのプライバシーポリシーの下で情報を出さなきゃいけないのかという形で強い反発の議論が2021年の1年間を通してありました。メディア免除というような救済的な概念もそのときは持ち出されたんですけども、最終的にEU的にはそのメディア免除も認めないという形で今年の7月にこの法案は決着しています。

それぐらい自分たちでプラットフォームを持たないと、いろいろつらくなるよということがありますので、その意味も込めて、T V e rとNHKプラス頑張れというメッセージを込めて今日は発表させていただきました。

【野村総合研究所（本多氏）】

特段この役割に注目すべきというところはないんですが、一つ申し上げておきたいのは、ほかのクロス分析も見ないといけないということです。今回全体の平均で言うと3番目の高齢者・障害者ですとか、14番目のあまねくというところはそれほど高い位置にはなっていないですけども、例えば3番目の高齢者・障害者については、当事者の方であればかなり期待は高いでしょうし、あまねく受信義務との関係でいえば難視聴地域の方だと高くなっているということもあるかと思っております。

そのため、全体の平均だけでなく、そういった多様な集団のニーズを踏まえながら、こういった議論を進めていったり、分析をしていく必要があると考えております。

【落合構成員】

曾我部先生がおっしゃっていただいた民放のコンテンツの話は、NHKとは異なる部分があると

はと思いますが、文化の保存については、先ほどのNRI様からも出てきたこともあります。日本発のコンテンツについては、内山先生も産業育成の価値はあるのではないかというお話だったとは思いますが、民主主義ですとか、災害対応のような公共性が高いものを主に念頭に置いてこれまで議論されてきていたとは思いますが、そういう産業的な側面も、どう評価するのかは、今後民放側のほうでの論点としてあるかと思いました。

あと、内山先生からおっしゃっていただいて、改めて日本の中のNHKプラスもそうですし、TVerなどの放送事業者の持っているプラットフォームをどう強めることができるか、そういう視点で議論していくことや、プラットフォームとの関係性をしっかり整理していく、こういったことも含めて調査・検討して、放送事業者側の後押しだけではなくてプラットフォームとの関係性もしっかり整理できるような調査の報告をいただけないかと思いました。

NRI様のほうは大変参考になりました。ありがとうございます。

【三友主査】

どうもありがとうございました。私から2点、時間も来ているんですけども、申し上げさせていたきたいと思います。

1点目は曾我部先生の御発表の11ページに、「情報空間全体における二元体制の維持」という表現が取りまとめの中で繰り返し登場しているということで、私は今検索してみたんですけども、「情報空間全体」という言葉で8件ヒットしまして、そのうち6件は、「情報空間全体におけるインフォメーションヘルスを確保する」というような表現でありました。もう2件は、「二元体制を情報空間全体で維持」という表現で、若干違うので、ニュアンスがちょっと違うように思います。一応私も事前に取りまとめの内容を読みましたので、ここは違和感を感じたところでした。

それから、野村総研さんの調査ですけども、17の仮説を置いていただいているんですが、仮説というのは検証するべきものであって、それが成り立つのかどうかということをごどこかで教えていただければと思います。

それとあと17件に関して、公共放送NHKに関しては調査対象の評価があるんですけども、民放と比べてどうなのかというところは非常に興味のあるところでありまして。もし比較が可能ならば、そのところを教えていただければと。要は、NHKとそれから民放との間での公共性と呼ばれている17の要素に関する差があるのか、期待の差があるのかというところがございます。

(6) 閉会

事務局から、第3回会合は11月24日(木)15時~17時、オンラインでの開催を予定してい

る旨連絡があった。

(以上)